

（燃料装置）

**第12条** 昭和62年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって輸入された自動車以外のものにあつては、昭和62年2月28日、輸入された自動車にあつては昭和63年3月31日）以前に製作された自動車については、保安基準第15条の規定並びに細目告示第18条、第96条及び第174条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、次の基準に適合しなければならない。
  - イ 燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。
  - ロ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突等を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造であること。
  - ハ 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、自動車の動揺により燃料が漏れない構造であること。
  - ニ 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から300ミリメートル以上離れていること。
  - ホ 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、露出した電気端子及び電気開閉器から200ミリメートル以上離れていること。
  - ヘ 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。
- 2 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、前項第1号ロの規定は、適用しない。
- 3 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第18条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第723号）による改正前の細目告示第18条第1項の規定に適合するものであればよい。
  - 一 平成30年8月31日以前に製作された自動車
  - 二 平成30年9月1日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
    - イ 平成30年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
    - ロ 平成30年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、平成30年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法が同一であるもの
    - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 4 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第18条第2項及び第96条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成

27年国土交通省告示第723号)による改正前の細目告示第18条第2項及び第96条第3項の規定に適合するものであればよい。

一 平成30年8月31日以前に製作された自動車

二 平成30年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 平成30年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 平成30年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成30年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

5 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第15条第2項の規定並びに細目告示第18条第2項、第96条第3項及び第174条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第50号）による改正前の保安基準第15条第2項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第18条第2項、第96条第3項及び第174条第3項の規定に適合するものであればよい。

一 令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量3.5トン未満のものに限る。以下この項において同じ。）であって、輸入された自動車にあつては令和2年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年8月31日）以前に製作された自動車

二 令和5年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車にあつては令和2年9月1日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年9月1日）から令和11年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車にあつては令和2年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和5年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車にあつては令和2年9月1日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年9月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車にあつては令和2年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時に

における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

- 6 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第18条第2項第4号及び第96条第3項第4号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第22条第9項及び第100条第10項の規定に適合するものであればよい。

一 令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.5トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）にあっては平成30年8月31日）以前に製作された自動車

二 令和5年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成30年9月1日）から令和11年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成30年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和5年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成30年9月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成30年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

- 7 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成26年6月23日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第18条第2項第4号及び第96条第3項第4号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第670号）による改正前の細目告示第22条第9項及び第100条第10項の規定に適合するものであればよい。

- 8 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成26年6月23日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第18条第2項第5号及び第96条第3項第5号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第670号）による改正前の細目告示第22条第10項及び第100条第12項の規定に適合するものであればよい。

- 9 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第18条第2項第6号及び第96条第3項第6号の規定は適用しない。

一 平成30年6月14日以前に製作された自動車

二 平成30年6月15日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 平成30年6月14日以前に指定を受けた型式指定自動車

- ロ 平成30年6月15日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成30年6月14日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
  - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 10 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第18条第2項第6号及び第96条第3項第6号中「協定規則第135号」とあるのは「協定規則第135号補足改訂版」と読み替えるものとする。
- 一 令和5年1月19日以前に製作された自動車
  - 二 令和5年1月20日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
    - イ 令和5年1月19日以前に指定を受けた型式指定自動車
    - ロ 令和5年1月20日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年1月19日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
  - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 11 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第18条第2項及び第96条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第88号）による改正前の細目告示第18条第2項及び第96条第3項の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和9年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては令和2年8月31日）以前に製作された自動車
  - 二 令和9年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては令和2年9月1日）から令和11年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
    - イ 令和9年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては令和2年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車
    - ロ 令和9年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては令和2年9月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和9年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては令和2年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
  - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 12 長さ2.50メートル、幅1.30メートル、高さ2.00メートルを超えない軽自動車であって、最高速度60キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないもの（ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする自動車

に限る。)については、当該自動車の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第15条第2項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第18条第2項第1号及び第4号の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第94号及び協定規則第137号の規定の適用については、協定規則第94号の附則3の4.の規定中「56-0/+1km/h」とあるのは「40-0/+1km/h」と、協定規則第137号の附則3の4.の規定中「50-0/+1km/h」とあるのは「40-0/+1km/h」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ 協定規則第94号の規則5.2.6.及び5.2.7.に定める基準に適合すること。

ロ 協定規則第137号の規則5.2.6.及び5.2.7.に定める基準に適合すること。

二 第15条第33項第2号に規定する標識を当該自動車の後面に見やすいように表示すること。ただし、既に当該標識を表示している場合は、この限りでない。

13 長さ2.50メートル、幅1.30メートル、高さ2.00メートルを超えない軽自動車であって、最高速度60キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当分の間、細目告示第18条第2項第6号の規定は適用しなくてもよい。この場合においては、前項第2号の規定を準用する。

14 次に掲げる自動車（次項の自動車を除く。）については、保安基準第18条第2項の規定並びに細目告示第18条第2項第1号及び第96条第3項第1号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第100号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1577号）による改正前の保安基準第18条第2項の規定並びに細目告示第18条第2項第1号から第3号まで（協定規則第137号の技術的な要件に係る部分に限る。）及び第96条第3項第1号から第3号まで（協定規則第137号の技術的な要件に係る部分に限る。）の規定に適合するものであればよい。

一 令和9年8月31日以前に製作された自動車

二 令和9年9月1日から令和11年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和9年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和9年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和9年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和11年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

15 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するものについては、保安基準第18条第2

項の規定並びに細目告示第18条第2項第1号及び第96条第3項第1号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第100号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1577号）による改正前の保安基準第18条第2項の規定並びに細目告示第18条第2項第1号から第3号まで（協定規則第137号の技術的な要件に係る部分に限る。）及び第96条第3項第1号から第3号まで（協定規則第137号の技術的な要件に係る部分に限る。）の規定に適合するものであればよい。

一 次のいずれかに該当する自動車

- イ 貨物の運送の用に供する車両総重量が2.8トンを超え3.5トン以下である小型自動車であってボンネットを有しないもの（車枠と車体が一体の構造のものを除く。）
- ロ イに掲げる自動車と、運転者室及び客室を取り囲む部分のうち運転者席より前方の構造が同一の普通自動車

二 次に掲げる自動車

- イ 令和14年8月31日以前に製作された自動車
- ロ 令和14年9月1日から令和16年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
  - (1) 令和14年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
  - (2) 令和14年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
  - (3) 国土交通大臣が定める自動車
- ハ 令和16年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

16 次に掲げる自動車については、細目告示第18条第2項第3号及び第96条第3項第3号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1577号）による改正前の細目告示第18条第2項第1号（協定規則第34号の技術的な要件に係る部分に限る。）及び第3号（細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に係る部分及びただし書に限る。）並びに第96条第3項第1号（協定規則第34号の技術的な要件に係る部分に限る。）及び第3号（細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に係る部分に限る。）の規定に適合するものであればよい。

一 令和4年8月31日以前に製作された自動車

二 令和4年9月1日から令和6年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるものの

- イ 令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
  - ロ 令和4年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの
  - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和6年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 17 次に掲げる自動車については、保安基準第18条第3項の規定並びに細目告示第18条第2項第4号及び第96条第3項第4号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第100号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1577号）による改正前の保安基準第18条第3項の規定並びに細目告示第18条第2項第4号及び第96条第3項第4号の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和5年8月31日以前に製作された自動車
  - 二 令和5年9月1日から令和11年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
    - イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
    - ロ 令和5年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
    - ハ 国土交通大臣が定める自動車
  - 三 令和11年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 18 次に掲げる自動車については、保安基準第18条第4項の規定並びに細目告示第18条第2項第5号及び第96条第3項第5号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第100号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1577号）による改正前の保安基準第18条第4項の規定並びに細目告示第18条第2項第5号及び第96条第3項第5号の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和4年7月4日以前に製作された自動車
  - 二 令和4年7月5日から令和6年7月4日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
    - イ 令和4年7月4日以前に指定を受けた型式指定自動車

- ロ 令和4年7月5日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年7月4日以前に指定を受けた型式指定自動車と自動車との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和6年7月4日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたものの
- 19 次に掲げる自動車については、細目告示第18条及び第96条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和5年国土交通省告示第572号)による改正前の細目告示第18条及び第96条の規定に適合すればよい。この場合において、改正前の細目告示第18条及び第96条の規定中「協定規則第34号」とあるのは「協定規則第34号第3改訂版補足第2改訂版」と読み替えるものとする。
  - 一 令和8年8月31日以前に製作された自動車
  - 二 令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
    - イ 令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
    - ロ 令和8年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの
    - ハ 国土交通大臣が定める自動車